



# 和歌山県報

発行 和 歌 山 県  
和歌山市小松原通一丁目 1 番地  
毎週火、金曜日発行

目 次 (\*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

\*67 和歌山県指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者及び介護保険施設の指定等に関する規則の一部を改正する規則 (長寿社会課)..... 1

○ 告示

- 1061 指定障害福祉サービス事業者の廃止 (障害福祉課)..... 3
- 1062 保安林の指定施業要件変更予定 (森林整備課)..... 3
- 1063 // ( // )..... 4
- 1064 保安林の指定施業要件変更予定に係る通知の相手方の所在の不明 ( // )..... 4
- 1065 保安林の指定施業要件の変更 ( // )..... 5

○ 人事委員会告示

- \*9 職員の任用等に関する規則の実施規程 (昭和29年和歌山県人事委員会告示第1号) の一部改正 ..... 5
- 10 平成2年和歌山県人事委員会告示第2号 (選考職種の採用資格要件) の一部改正 ..... 6

○ 選挙管理委員会告示

- \*62 平成10年和歌山県選挙管理委員会告示第72号 (不在者投票管理者となる病院等の指定) の一部改正 ..... 6
- \*63 平成22年和歌山県選挙管理委員会告示第69号 (個人演説会等の公営施設の指定) の一部改正 ..... 6

○ 警察本部告示

- 15 一般競争入札による落札者の決定 ..... 9
- 16 // ..... 10

## 規 則

### 和歌山県規則第67号

和歌山県指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者及び介護保険施設の指定等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年9月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者及び介護保険施設の指定等に関する規則の一部を改正する規則

和歌山県指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者及び介護保険施設の指定等に関する規則 (平成11年和歌山県規則第109号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別記第1号様式 (第2条関係) 略 備考 1～7 略	別記第1号様式 (第2条関係) 略 備考 1～7 略

8 既に介護給付のサービス事業所の指定を受けている事業者が、介護予防サービス事業者の指定を受ける場合において、届出事項に変更がないときには、「事業所の名称及び所在地」「申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名」「当該申請に係る事業の開始の予定年月日」「欠格事由に該当しないことを誓約する書面」「その他指定に関し必要と認める事項」を除いて届出を省略できます。また、既に介護予防サービス事業者の指定を受けている事業者が、介護給付のサービス事業所の指定を受ける場合においても同様に届出を省略できます。

8 既に介護給付のサービス事業所の指定を受けている事業者が、介護予防サービス事業者の指定を受ける場合において、届出事項に変更がないときには、「事業所の名称及び所在地」「申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名」「当該申請に係る事業の開始の予定年月日」「当該申請に係る介護予防サービス費の請求に関する事項」「欠格事由に該当しないことを誓約する書面」「役員の氏名、生年月日及び住所」「介護支援専門員の氏名及び登録番号」「その他指定に関し必要と認める事項」を除いて届出を省略できます。また、既に介護予防サービス事業者の指定を受けている事業者が、介護給付のサービス事業所の指定を受ける場合においても同様に届出を省略できます。

別記第 2 号様式中

管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴	フリガナ 氏名	生年月日	経歴別添のとおり
事業等の種類			
現に受けている指定の有効期間満了日			
役員の氏名、生年月日及び住所			別添のとおり
介護保険法第70条の2第4項（同法第115条の11において準用する場合を含む。）において準用する同法第70条第2項各号、同法第86条の2第4項において準用する同法第86条第2項各号、同法第94条の2第4項において準用する同法第94条第3項各号若しくは同法第108条第4項において準用する同法第107条第3項各号又は旧介護保険法第107条の2第4項において準用する同法第107条第3項各号に該当しないことを誓約する書面			別添のとおり
介護支援専門員の氏名及びその登録番号			別添のとおり

を

管理者の氏名、生年月日及び住所	フリガナ 氏名	生年月日 年 月 日
	(郵便番号 ー ) 都 道 郡 市 府 県 区	
事業等の種類		
現に受けている指定の有効期間満了日		
介護保険法第70条の2第4項（同法第115条の11において準用する場合を含む。）において準用する同法第70条第2項各号、同法第86条の2第4項において準用する同法第86条第2項各号、同法第94条の2第4項において準用する同法第94条第3項各号若しくは同法第108条第4項において準用する同法第107条第3項各号又は旧介護保険法第107条の2第4項において準用する同法第107条第3項各号の規定に該当しないことを誓約する書面		別添のとおり

に

改める。

別記第4号様式中「定款・寄附行為等及びその」を削り、

17	併 設 施 設 の 状 況 等
18	役員の氏名、生年月日及び住所

19	介護支援専門員の氏名及びその登録番号		を
	変 更 年 月 日	年            月            日	
」			
17	併 設 施 設 の 状 況 等		に
	変 更 年 月 日	年            月            日	
」			

改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成30年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の別記第1号様式、別記第2号様式及び別記第4号様式による用紙については、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

**告 示**

**和歌山県告示第1061号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

平成30年9月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3011800 418	チェリー岩出	岩出市西野211-1 ランデックス恵 103号室	就労継続支援A型	合同会社ひまわり	岩出市高瀬16-4	平成 30.8.31

**和歌山県告示第1062号**

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成30年9月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の<sup>かん</sup>涵養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業

局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

### 和歌山県告示第1063号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成30年9月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 西牟婁郡白浜町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに白浜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

### 和歌山県告示第1064号

平成30年和歌山県告示第930号（以下「告示第930号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を有田川町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成30年9月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 所在が不明である通知の相手方
  - 朝間健至
  - 上林詳良
  - 河原清一
  - 下谷一良
  - 立石章
  - 中田敬介
  - 中田次郎
  - 中西喜代松
  - 中前芳治
  - 西川須美子
  - 馬場聡吉
  - 平井久代
  - 平井善隆
  - 藤田豊久
  - 保田栄之助
  - 保田潔
  - 堀江明

松浦昭勇

2 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件

告示第930号のとおり

和歌山県告示第1065号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成30年9月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

人事委員会告示

和歌山県人事委員会告示第9号

職員の任用等に関する規則の実施規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成30年9月28日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

職員の任用等に関する規則の実施規程（昭和29年和歌山県人事委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表第2（第1条の2関係） 1 略 2 専門・特殊な知識・技術を必要とする職 <u>国際専門推進員の職、文書専門員の職、速記の職、教官の職、試験研究員の職、情報処理員の職、研究補助員の職、道路管理技術員の職、動物保護指導員の職、農林技術専門員の職、畜産技術専門員の職、水産技術専門員の職、ジオパーク専門員の職、体育指導員の職、社会教育主事補の職、文化財専門員の職、史跡管理技術員の職、犯罪鑑識技術員の職、武道指導員の職、音楽技術員の職、少年補導職員の職、財務捜査官の職</u> 3 略	別表第2（第1条の2関係） 1 略 2 専門・特殊な知識・技術を必要とする職 <u>国際専門推進員の職、文書専門員の職、速記の職、教官の職、試験研究員の職、情報処理員の職、研究補助員の職、道路管理技術員の職、動物保護指導員の職、農林技術専門員の職、畜産技術専門員の職、水産技術専門員の職、体育指導員の職、社会教育主事補の職、文化財専門員の職、史跡管理技術員の職、犯罪鑑識技術員の職、武道指導員の職、音楽技術員の職、少年補導職員の職、財務捜査官の職</u> 3 略

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

和歌山県人事委員会告示第10号

平成2年和歌山県人事委員会告示第2号（選考職種の採用資格要件）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成30年9月28日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

第2項の表水産技術専門員の職の項の次に次のように加える。

ジオパーク専門員の職	ジオパークの調査研究及び教育普及等に関する知識・経験を有する者
------------	---------------------------------

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第62号

平成10年和歌山県選挙管理委員会告示第72号（不在者投票管理者となる病院等の指定）の一部を次のように改正する。

平成30年9月28日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

第1項の表中

医療法人スミヤ 角谷整形外科病院	和歌山市吉田337番地	を
社会医療法人スミヤ 角谷整形外科病院	和歌山市吉田337番地	に、
医療法人スミヤ 角谷リハビリテーション病院	和歌山市納定10-1	を
社会医療法人スミヤ 角谷リハビリテーション病院	和歌山市納定10-1	に改める。

和歌山県選挙管理委員会告示第63号

平成22年和歌山県選挙管理委員会告示第69号（個人演説会等の公営施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成30年9月28日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

表中

海南市重根1210番地1 海南市野上中575番地1	巽児童館 野上中集会所	を
海南市重根1210番地1	巽児童館	に、

橋本市北馬場455番地 橋本市彦谷752番地の15	和歌山県立橋本体育館 橋本市自然体験施設ひこばえの里	を
橋本市北馬場455番地	和歌山県立橋本体育館	に、
橋本市隅田町中島189番地の1	橋本市東部コミュニティーセンター	を
橋本市隅田町中島189番地の1	橋本市東部コミュニティーセンター	に、
橋本市高野口町大野145番地の2 橋本市高野口町大野504番地の1	橋本市高野口体育館 大野集会所	を
橋本市高野口町大野145番地の2	橋本市高野口体育館	に、
橋本市高野口町大野733番地の1 橋本市高野口町小田610番地の2 橋本市高野口町名古屋曾243番地の1	大野児童館 向島あおい会館 東名古屋曾集会所	を
橋本市高野口町大野773番地の1	大野児童館	に、
橋本市高野口町嵯峨谷114番地の2 橋本市高野口町名古屋曾1216番地の43	嵯峨谷林業センター 住吉集会所	を
橋本市高野口町嵯峨谷114番地の2	嵯峨谷林業センター	に、
橋本市高野口町応其443番地の57 橋本市高野口町応其366番地の3	平山城児童館 応其集会所	を
橋本市高野口町応其443番地の57	平山城児童館	に、
橋本市高野口町名古屋曾1171番地の3 橋本市高野口町向島13番地の9	橋本市名古屋曾文化センター 向島集会所	を
橋本市高野口町名古屋曾1171番地の3	橋本市名古屋曾文化センター	に、

橋本市高野口町名古曾1125番地の2 橋本市高野口町名倉398番地の1 橋本市高野口町名倉277番地の1 橋本市高野口町応其100番地の4	青空児童館 市場南脇集会所 西大木ノ芝集会所 板橋集会所	を
橋本市高野口町名古曾1125番地の2	青空児童館	に、
橋本市高野口町大野1024番地1	20区集会所	を
橋本市高野口町大野1024番1	20区集会所	に、
橋本市高野口町下中141番地の4	下中集会所	を
橋本市高野口町下中141番地の4 橋本市高野口町名倉1315番地	下中集会所 尾崎集会所	に、
御坊市名田町楠井1940番地2 田辺市上野431番地	楠井会館 旧馬我野小学校	を
御坊市名田町楠井1940番地2	楠井会館	に、
伊都郡九度山町大字九度山1671番地の内1号イ	九度山児童館	を
伊都郡九度山町大字九度山1671の1番地	九度山児童館	に、
伊都郡高野町大字高野山26番地の3	うぐいす谷集会所	を
伊都郡高野町大字高野山26番地の3	鶯谷会館	に、
有田郡有田川町大字下津野2021番地 有田郡有田川町大字庄32番地4 有田郡有田川町大字庄814番地1	きびドーム 御霊地区コミュニティセンター きび会館	を
有田郡有田川町大字下津野2021番地	きびドーム	に、



日高郡日高川町大字和佐1030番地90 日高郡日高川町大字和佐2104番地	南山スポーツ公園若者センター 和佐農村公園サイクリングターミナル	を
日高郡日高川町大字和佐1030番地90	南山スポーツ公園若者センター	に、
日高郡日高川町大字和佐2095番地	和佐農村公園青少年研修所	を
日高郡日高川町大字和佐2095番地	かわベテニス公園青少年研修所	に、
西牟婁郡白浜町内ノ川918番地 西牟婁郡白浜町日置2059番地の3	内ノ川ふれあい会館 老人憩の家さくらんぼ	を
西牟婁郡白浜町内ノ川918番地	内ノ川ふれあい会館	に、
西牟婁郡すさみ町見老津295番地 西牟婁郡すさみ町見老津404番地	見老津生活改善センター 旧見老津小学校	を
西牟婁郡すさみ町見老津295番地	見老津生活改善センター	に、
東牟婁郡古座川町小川774番地1 東牟婁郡古座川町下露441番地	小川総合センター 旧七川小学校	を
東牟婁郡古座川町小川774番地1	小川総合センター	に、
東牟婁郡古座川町添野川818番地	添野川集会所	を
東牟婁郡古座川町添野川818番地 東牟婁郡古座川町下露351番地2	添野川集会所 七川総合センター	に

改める。

### 警察本部告示

#### 和歌山県警察本部告示第15号

和歌山県警察画像鮮明化処理システム端末賃貸借業務(更新分)について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372

号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成30年9月28日

和歌山県警察本部長 檜垣重臣

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
和歌山県警察画像鮮明化処理システム端末賃貸借業務（更新分） 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
和歌山県警察本部警務部会計課  
和歌山市小松原通一丁目1番地1
- 3 落札者を決定した日  
平成30年7月30日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社JECC  
東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
- 5 落札金額  
35,704,800円（うち消費税及び地方消費税の額2,644,800円）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日  
平成30年6月15日

#### 和歌山県警察本部告示第16号

和歌山県警察画像鮮明化処理システム端末導入委託及び賃貸借業務について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成30年9月28日

和歌山県警察本部長 檜垣重臣

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
和歌山県警察画像鮮明化処理システム端末導入委託及び賃貸借業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
和歌山県警察本部警務部会計課  
和歌山市小松原通一丁目1番地1
- 3 落札者を決定した日  
平成30年7月30日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社JECC  
東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
- 5 落札金額  
55,857,600円（うち消費税及び地方消費税の額4,137,600円）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日  
平成30年6月15日